

要保存

令和2年度 安全確保に関するガイドライン

- ・・・発信を行う。
- △・・・学校が必要と判断した場合、発信する。
- ×・・・発信しない。

横浜市立西本郷小学校
令和2年6月11日
校長 佐久間 宣朝

緊急度の分類	事例	下校方法	学校	校外委員	メール配信
緊急度1	<不審者関連> ①区内・区外からの不審者情報があったが、差し迫って危険がないと思われる場合。	事案により 学年別下校	事案により パトロール	連絡	△
緊急度2	<不審者関連> ①校区内に不審者出没、本校児童に係わる事案が発生。(声をかけられた・後をつけられた等) <災害等> ①通学路での火災	事案により 学年別下校	事案により パトロール	連絡	△
緊急度3	<不審者関連> ①近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が移動する可能性がある場合。	事案により 保護者引き取り	保護者引き取り対応	児童引き取り	○
	<災害等> ①震度5程度の地震発生 ②台風の接近・注意報 ③いたち川増水	または 学年別下校	パトロール		
緊急度4	<不審者関連> ①学校襲撃予告・爆破予告あるいは子どもに危害を加える等の予告があった場合。 ②子どもへの声かけ、追尾、露出等の痴漢行為が連続して発生している場合。 ③不審者が学校へ侵入した場合。 <災害等> ①大規模地震の発生(震度5強以上) ②暴風警報・大雪警報・暴風雪警報 特別警報・降灰警報 ③いたち川氾濫	保護者引き取り	保護者引き取り対応	児童引き取り	○
緊急度5	<不審者関連> ①凶悪犯が学校へ侵入した場合。あるいは凶器を持って学校付近にいる場合。 ②近隣市内において、子どもの連れ去りや子どもへの傷害等の事案が発生した場合。	保護者引き取り	保護者引き取り対応	児童引き取り	○

安全確保に関するガイドライン

・学校への不審者侵入、台風などの自然災害などから、子どもたちを守り、安全に保護者に引き渡すため、学校は次のような基準(ガイドライン)に基づいて判断し、行動します。

学校の対応(緊急時の判断基準)

・「保護者引き取り」にするか、「学年別下校」にするかは、おおよそ左記のような判断基準に従い、その時点で学校が関係機関と連絡を取り合い、情報を収集して、最善と思われる方法を選択し、各ご家庭にメール配信でお知らせします。

<保護者引き取り>

・全校児童を学校内に留め置き、安全の状況を判断して保護者に引き渡します。

<学年別下校>

・各学年の下校時刻を合わせ、できるだけ児童同士がまとまって下校ができる態勢をとります。
(保護者の引き取りは、基本的には必要ありません。)

<通学路>

・登下校とも同じルートを通ります。特別な事情がある場合は、保護者付きそいか、許可証の提出をお願いします。

※不審者に遭遇した場合は、直接警察に連絡して下さい。

この安全ガイドラインに沿って、学校では児童の下校等の判断を行います。

災害時などは、停電等により、メール配信が行えないこともありえます。各ご家庭でもこのガイドラインの内容をご確認の上、緊急時の対応についてご家族でお話し合いください。

緊急連絡網の作成がないことから、電話連絡はありません。